

第 1 回 情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ  
議事次第

日 時：平成 22 年 12 月 28 日（火）14:00～15:36

場 所：第 4 合同庁舎 1214 会議室

1. ワーキング・グループの進め方について
2. NPO等の活動基盤整備を通じた透明性・信頼性向上の仕組みの在り方等について

○田和参事官 では、時間になりましたので、「情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、年末の御用納めという、役所でいえば本当に最終日なんですけれども、大変お忙しいところをお集まりいただき、どうもありがとうございます。私、担当の参事官をしています田和でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、吉川委員の御都合がつかないということで、NPOセンターの方から小堀さんに出ていただいております。

それから、オブザーバーとして、「新しい公共」の推進会議の方から、白井委員と、まだいらっしゃっていませんが、寺脇委員が御参加いただくことになっております。

まず最初に、担当の山内審議官の方から一言あいさつをしたいと思います。

○山内審議官 内閣府で現在「新しい公共」の担当をしております審議官の山内でございます。

今、田和参事官から話がありましたとおり、今日は内閣府も、ほかの部署では既に仕事納めということで片付けに入っているところ、こうしてわざわざ会議に御参集くださいますと本当にありがとうございます。

この会議自体、もう既に御承知のとおりかと思いますが、10月に発足いたしました「新しい公共」推進会議の中に、NPO等と行政のあり方について検討を深める専門調査会というものが設けられまして、そこで幾つか検討事項というものが決められたわけですが、その中の、極めて重要な課題の一つとして、このNPO等の情報基盤の整備ということがございました。これについては、専門調査会の中に更にこうしてワーキング・グループを設けて検討していただくということになったわけでございます。

中身の事務的な御説明は、今から田和参事官からすることになっておりますが、私から、背景についてお話いたします。参考資料3の後に「市民公益税制PT報告書」というのが出ております。これについては、もう皆さん、よく御承知だと思いますので、中身については特に御説明はいたしません。これは関係の筋からは非常に高く評価されております。2ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。この「市民公益税制PT報告書」の「はじめに」の部分ですが、その一番下、4番目のパラグラフをごらんいただきますと、「新しい公共」に関し、『支え合いと活気がある社会』である。特定非営利活動法人をはじめとする、市民が参画する様々な『新しい公共』の担い手を支える環境を税制面から支援するこの報告書は、後世から見て、“あの時”こそ、日本が『支え合いと活気がある社会』へと変貌を遂げる転換点だったといわれうる内容を含む」と書かれておまして、まさにそういうものではないかと我々も思っております。

ただ、問題は3ページでございます、これから寄附文化とかNPO等の活動基盤整備を進めていく中で、税制だけがすべてではない。税制だけで問題が解決するわけではないということが述べられています。ちょっと読ませていただきますと、「もとより税制は社会に変化をもたらす政策手段の一つに過ぎない。この報告書を契機として、すべての人に居

場所と出番があり、みなが人に役に立つ歓びを大切にする、『新しい公共』によって支え合う社会の実現に向けて、政府の努力はもとより、特定非営利活動法人自身も含め幅広い関係者のなお一層の活躍を強く期待する」ということで、ある意味では税制を所管する人たちから、内閣府を含め、私たちに対してボールが返ってきたと我々は受けとめております。

ということで、「なお一層の活躍を強く期待」されているわけですが、その一つの大きな課題が、この情報基盤の整備ではないかと思っております。中身については、これから御説明申し上げて、また御議論いただきたいと思っておりますが、1つだけ申し上げておきますと、ただ議論をするだけでなく、この場において、できれば年度末までにアウトプットをいただきたいと我々としては考えてございます。

と申しますのは、これも後で資料がついてございますが、我々自身が今年度の補正予算で計上されました「新しい公共支援事業」というのがあるわけですが、この支援事業のメニューとして、モデル事業とか、いろいろなことをやるわけですが、その中で是非このワーキング・グループ、最終的には推進会議に上げた上でということになります。おまとめいただいた結論をもって、この事業を推進する、特に都道府県に対して、これを使っていただくことを来年度頭から考えてございます。

そういう意味で、年度末までに何がしかのアウトプットを是非いただきたい。これだけ強くお願い申し上げまして、私のあいさつにかえたいと思っております。

なお、このワーキング・グループ、主査につきましては、専門調査会の稲継座長の方から、専門調査会の委員でもあられる松原委員に是非お願いしてくれということをお承っておりますので、松原委員を主査にして活発な御議論をいただいた上で、結論を得ていただけるように、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○田和参事官 それでは、今、あいさつにもございましたけれども、稲継座長からの指名ということで、松原委員に主査をお願いしたいということで、よろしくお願ひいたします。座席を移動していただいて。

ちょっとごあいさついただいて、これから進行をどうぞよろしくお願ひします。

○松原主査 では、専門調査会の稲継座長より、本ワーキング・グループ、今日初めて役職を知ったのですが、主査に指名された松原です。よろしくお願ひいたします。

まず、ワーキング・グループの運営要領について確認させていただきたいと思っておりますので、資料1をごらんください。

1つ目の議題、本ワーキング・グループの進め方について議論したいと思っておりますが、これについて、まず田和参事官から説明させていただきたいと思っております。お願ひします。

○田和参事官 資料1は運営要領ということで、この会議の情報開示のあり方でございます。推進会議はフルオープン形にしておりますので、このワーキングも同じです。ただ、官邸でやる会議と、ここでやる会議は情報環境が違って、ここは非常に遅れていますので、リアルタイムでは放映されないという問題だけがあるので、録画して、後でインタ

ーネットを利用して配信するという点だけが違います。基本的には、配付資料もホームページで公表いたしますし、議事録も後日、ホームページで公表することにさせていただきたいと思っております。

資料1は以上でございます。

それから、私の方から、資料2と資料3に沿って、ワーキングの進め方について御紹介させていただいて、御議論いただければと思っております。

資料2、ワーキング・グループの進め方でございます。

先ほど山内が申し上げましたけれども、どうしてもこのアウトプットで1つやり上げなければいけないのは、1. 検討すべき課題の2番目の丸でございます。今年度の補正予算で87.5億円の新しい公共支援事業というものが付いております。これは、「新しい公共」の取り組みを後ろから後押しをするということです。

これは、都道府県にこれから基金を積んで活用することになるわけですが、せっかくの機会ですから、その財政資金を活用して支援を受ける方々には、情報開示の一つのモデル的な事例になっていただいて、まさに先進的な取り組みをちゃんと出していただこうと考えております。

そういう意味で、各都道府県にそのための情報フォーマットを提示していくことが、これはガイドラインの議論の中で既に出されておりますが、それを年度内に定めて、各都道府県の方に御提示して、それに乗って支援事業を受ける方々が情報発信を先進的にやっていただくことを取り組んでいきましょう。これは最低限、ミニマム、どうしてもやっていきたいと考えている話でございます。

実はもう一つ、一番上の丸の方はもっと大きな話でございます。ただ、こちらの方は、これだけ多様なメンバーで、どこまでコンセンサスがとれるのか、私自身もよくわかりませんが、こちらこそ非常に重要な話かもしれませんけれども、23年度から税額控除が導入されます。ある意味で国民がいろいろなNPOとか事業を仕分けする時代に入ってきているということが1つあります。

それから、これは法改正がうまく進めばということですが、24年度からは新たな認定制度ができてくるということで、そういう状況の中で、今、国とか地方とか税務署とか、いろいろな情報のインプットなり、その出し方が非常にばらばらになっているわけで、そういったものをある程度しっかりと基盤を固めていく、それからボトムアップしていかないと、国民にとっても信頼性という観点でいろいろな混乱が起きるのではないかと。そういうことを念頭に置きながら、そこに書いてある①、②、③のことを取り組んでいく必要があるのではないかと。

これをできれば、きちっとあるべき方向性を提示していけたらなというのがもう一つの課題でございます。1番が、政府として取り組むべき最低限の情報開示のあり方はどういうものだろうか。それから、都道府県に認証とか認定が移譲された場合の情報整備のあり方はどうあるべきか。それから、行政と民間の間は、どういう連携の仕方があるべきかを

検討していく必要性がある。

会議の進め方は、先ほど申し上げましたけれども、お尻が3月末と決められておりますので、その中で精力的にとりまとめをして、親会議、つまり専門調査会、推進会議にも報告していかなければいけない。非常に短期集中的な議論をお願いしたいということでございます。

資料3は、今、申し上げたようなものをプロットしておりまして、次、できれば今日の議論を踏まえていろいろな論点整理をして、1月10日の週ぐらいには第2回目を開かせていただきたいと思っておりますが、お尻の方は3月中にはとりまとめをしなければいけないということでございます。その間は、どの程度の回数が必要かというのは、議論の状況を見ながら考えていく必要があるということでございます。

とりあえず以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。

私から田和さんにちょっとお伺いしたいのですが、資料3の1月から3月に関して、目算で何回ぐらいと今のところお考えなのでしょうか。

○田和参事官 今日の議論を踏まえて、1月10日の週に1回、論点の素案みたいなものを、たたき台を出させていただいて、それを基に議論をして、1月末か2月上旬には1回、その論点整理の方向性みたいなものを出していければ、ある程度姿が固まっていくと思います。この回数でいくと、1月から3月で4回ぐらいは必要かなというイメージでおりますけれども、場合によってはちょっと増えるかもしれない。

○松原主査 かなり急ピッチで議論を進めていかなければいけないというワーキング・グループですが。

まず、ここで今の田和参事官からのお話を受けて、このワーキング・グループの進め方について、少し御意見をいただきたいと思うのですが、その前に、恐縮ですが、委員の方も名簿はお持ちだと思うのですが、もう皆さん御存じの方も多いと思いますが、一言自己紹介をしていただきたいと思っております。

私は、シーズ・市民活動を支える制度をつくる会で副代表をやっている松原と申します。よろしくお願ひいたします。ずっとNPO法人制度関連をやってきました。よろしくお願ひいたします。

では、そちらの方から。

○池本委員 どうもこんにちは。NPO事業サポートセンター専務理事の池本修悟と申します。NPO事業サポートセンターの他に、NPOの政策提言をとりまとめる、新しい公共をつくる市民キャビネットという政策提言プラットフォームの事務局長もしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上委員 井上でございます。大阪府の男女共同参画・NPO課長を務めております。よろしくお願ひいたします。

○鶴尾委員 日本ファンドレイジング協会の常務理事・事務局長をしております鶴尾と申

します。私ども日本ファンドレイジング協会、昨年2月に寄附文化の革新を目指してという  
ことで立ち上がりました協会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戎井委員 公認会計士の戎井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子委員 東京都生活文化局都民生活部管理法人課長をしております金子安秀です。よ  
ろしくお願いします。

○佐藤委員 チャリティ・プラットフォームの佐藤と申します。NPOの評価業務をやっ  
てきました。

もう一つ、こちらの資料にもありますけれども、ジャスト・ギビング・ジャパンという、  
イギリスが本部でありますファンドレイジングの専門サイトの日本版の運営もしておりま  
す。よろしくお願いいたします。

○杉野委員 神奈川県NPO協働推進課長をしております杉野と申します。どうぞよろ  
しくお願いいたします。

○田尻委員 日本NPOセンターの常務理事・事務局長の田尻と言います。よろしくお願  
いします。日本NPOセンターは、データベースを2001年からスタートしてきたという  
こともありまして、このワーキングに参加させていただいております。NPOの人が使い  
やすいものをどうつくるかという議論ができればなと思っております。よろしくお願  
いします。

○深尾委員 京都地域創造基金の深尾と申します。京都で市民の寄附による市民活動や市  
民公益活動を支えるためのお金の流れをつくる活動をしています。よろしくお願いいたします  
ます。

○町井委員 日本財団システム統括グループCANPAN企画推進チームのチームリーダ  
ーをしております町井と申します。CANPANプロジェクトというのは、民が民を支え  
る社会をつくるソーシャルプロジェクトということで、日本財団の3本柱の一つとして立  
ち上がっているプロジェクトです。そちらの現場監督をしております。どうぞよろしくお  
願いいたします。

○宮内委員 ヤフー株式会社の宮内と申します。よろしくお願いいたします。ヤフーボランテ  
ィアというヤフーの決裁スキームを使った募金システムの提供、及び団体のデータベース  
の提供をしております。そちらのプロデュースをしております。よろしくお願いいたします  
ます。

○小堀氏 NPOサポートセンターの小堀と申します。私どもで2001年より運営してい  
るNPOのデータベースでは、NPORTというデータベースの運営管理をしております。  
NPOの基本的な情報とか掲示板機能、あとGISのシステムを搭載しておりますので、  
分布の情報といったものの管理をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松原主査 あと、オブザーバーで。

○白井オブザーバー NPO法人トイボックス代表理事の白井と申します。大阪府池田市  
教育委員会から委託を受けて、不登校及び引きこもりのお子さんたちのスクールを運営し

つつ、相談事業、指定管理、ダウン症のお子さんの支援など、いろいろな事業をやっております。普段、推進会議の方では、ボランティアNPOに対して事業型NPOとしての立場からいろいろと発言をさせていただいております。

本会議の方では、余りにも時間が少ないということで、こういう実質的な議論にも参加させていただければと思ってやってまいりました。よろしく願いいたします。

○松原主査 ありがとうございます。ワーキング・グループも、今、見ると時間が少ないようです。少ない時間をどう有効に使うかということで、ワーキング・グループの進め方に関して田和参事官の方からお話がありましたが、特に何か御意見がある方、挙手してお話いただきたいと思います。その後、検討事項に入っていきたいと思います。

来年1月から、特に資料3のスケジュール案に関して。実際やってみれば、もう少し増えてくるかと思えますし、皆さんにいろいろとお手数をかけることが増えてくると思えますので、その辺りを心に含んでおいて覚悟しておいていただきたいなというところではありますが、覚悟し切れないとか、そういう方がおられたら。よろしいですか。進め方については、進んでいくにつれて、こういう作業が必要になってくるのではないかと、来年3月までに何としてもアウトプットを出すという前提で進めていくことで御理解いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原主査 はい。

それでは、検討課題に早速入っていきたいと思いますが、本日はNPO等の活動基盤整備を通じて、透明性・信頼性の向上の仕組みのあり方について検討していくことになっていきます。資料2の検討すべき課題を踏まえながら意見交換を行っていきたく思っています。この意見交換の前に、NPOの情報開示の基盤の現状について、まずざっと御理解いただければということで、田和参事官より資料4から6を御説明いただいてから、皆さんの御議論に入っていこうと思っています。

では、田和参事官、よろしく願いします。

○田和参事官 なるべくコンパクトに説明したいと思いますが、資料4は、情報の流れをフローにしたものです。

ただ、情報というのは、それぞれの人たちが一体どういう視点で考えているかという立場によって全然違っていると思うのです。これから増えるだろう寄附者は、自分の寄附先の情報を当然知りたいだろうと思えますし、その寄附の使われ方が一体どういう使われ方をするのだろうかというところに、すごく着眼点があると思えます。

一方で、行政側というのは、非常にお決まりの認証とか認定をやるわけですから、そこが適正にちゃんと存在しているのか、存在していないのかを含めて、基本的な情報をしっかり捕捉しながらやっていく必要がある。

一方、NPOは、これからは特に寄附の時代だとすれば、寄附していただけるような情報環境をどうやって整備していくのか。つまり、そこに基本情報のほかに、どういう付加

価値の高い情報を提供していけばいいのか。それぞれ考えていることは違っているのではないかと思うわけですが、今、この資料4でじっくり見ていただくと、これだけでも日本の今、抱えている課題がかなりわかると思います。

まず、NPOは、いろいろな情報、データを持っているところは、いろいろなチャンネルでもって情報をインプットしなければいけないという課題がたくさんある。非常に手間暇がかかるということです。

それから、行政のところを見ていただければ、ここは今、関係者として、内閣府、税務署、都道府県という主体があるわけですが、これが将来的には認証とか認定が都道府県に移されるという前提の中で、情報の基盤を一体どういうふうに整合的に担保していくのか。つまり、データの共有化とか、その際のいろいろな基準、例えば会計基準を含めて、これはまたばらばらでやっているということで、そういったものの整合性をどうとっていくのか。

それから、利便性という観点。情報を利活用するとき、これは後で言いますが、現在、印刷不可能な情報が結構たくさんあるわけで、そういったものをどういうふうにしていくのか。更新、つまり新しいデータを、どういうふうに、だれが提供していくのだろうか。

それから、その際に当然コストが発生するわけですが、そのコストは一体だれが面倒を見ていくのか。特に都道府県にこれから移譲されていけばいくほど、1つは、今まで国がやっていた話をどうしていくのか。

それから、活動拠点が2つ以上に分かれるようなところをどうしていくのかという課題が現実問題として起きてくるだろうと思います。

それから、民間データベース、3つぐらい大きなところがあるわけですが、そういったものが果たす役割。

それから、マッチングとか評価。特に、自由に競争して付加価値を高めればよいという一方で、例えば寄附者がだまされたというときは、通常でいえば消費者センターとか国民生活センターの方へいろいろなクレームが行くと思いますけれども、そういったところとどういう連携をして被害を最小化するのかということも考えていかなければいけない。

ということで、これから寄附の文化が広まれば広まるほど、そういった問題を今からしっかりと考えていく必要がある。これが一つの概念図でございます。

資料5、次の紙でございますが、これは現段階で特に行政のサイドで開示している状況でございますが、大きく認証と認定に分かれます。認証の方は、内閣府及び各都道府県がやっている。認定の方は、税務署の方でいろいろなデータをとっているわけです。

現在の問題点として、内閣府のNPOのポータルサイトは、閲覧資料の印刷が不可能であるということが1つ課題になっております。これは当然、過去からのいろいろな法律の経緯でございますので、こういった問題をどうするのかということがございます。

それから、これからインターネットで公開しなければいけないということを、あえて義



務付けるのかどうなのか。幾つかの法律の中では、インターネットを通じて情報を提供しろという法案の例も幾つか出ておりますけれども、こういったものをどうするのかということがございます。

それから、認定にかかる情報公開の手法が、今、閲覧でございます。ただ、これに関していえば、個人情報との関係も非常にたくさんある。例えば 3,000 円掛ける 100 人というのが条件になりますけれども、こういったものを公開するのかどうかという問題がダイレクトに検討課題になってきますが、例えば寄附する側からすれば、自分の名前は公表してほしくないと思うかもしれないわけです。そういった情報をどうしていくのかということも考えていく必要性があるということです。

個人情報との関係で、どこまで、何を、どういうふうにしていくのかということも考えなくてはいけないということがあろうかと思えます。

それから、資料 6 は、現在の内閣府とか都道府県の N P O 法人のデータベースの情報を整理したものでございます。

閲覧資料のインターネット上の開示、基本的には内閣府でいろいろな情報が整理されることになっておりますけれども、内閣府の N P O のポータルサイトにしても、実は問題がございます。

例えば、現在、N P O のポータルサイトに掲載されている法人の数は 4 万 540 あるわけです。これが 12 月 27 日時点です。認証している合計は 4 万 1,400 あります。認証している方がポータルサイトよりも多い。つまり、どこかでラグが発生しているわけです。これは個別の名前は言いませんが、各都道府県でインプットが滞っている県が 6 県ぐらいあります。そういうふうに、内閣府のサイトであっても掲載データと認証のラグがあったりする。

更に、この一覧表で見ただけであれば、各都道府県においても、設立、電話番号、アドレス、ホームページ、ばらばらの対応になっています。丸が多いところは、ある意味で非常に先進的だと評価できるわけですが、これが今後、都道府県ベースでいろいろな認証・認定業務が落ちていったときに、こういう業務はどこまで行政がやるのか、いや、この辺は民間のデータベースでやるのかどうか。重なってきている部分でしょうけれども、こういったところをどう考えていくのかということもございます。

それから、先ほどの情報公開と個人情報の関係でいえば、事業報告とか役員名簿の扱いをどうするのか。

それから、最新情報をだれが、どういうタイミングで入れていくのか。当然コストがかかるわけですが、そういう問題もあります。

それから、N P O の会計基準というものが今、作成されておりますけれども、今、基本的に自由であったり、活動報告という言い方をしておりますけれども、法律との整合性。

要は、細かいところかもしれないですが、議論していけば非常に論点がたくさんあることが、今、ばらばらの状況で進んでいる状況でございます。

とりあえず、ざっくりですが、資料4から6まで御紹介しました。

○松原主査 ありがとうございます。

今、とりわけ行政の方での情報開示の現状について。それから、情報開示、データベース、評価ということで三層に分かれていて、それぞれの役割・連携がどうあるべきかという現状についてお話がございました。

今日は第1回目ということで、資料3をもう一回見ていただきたいのですが、第2回目に情報開示の内容について論点整理をしていきたい。さっき田和参事官からもお話がありました。時間がない中で、なるべく早く多くの論点を出して、論点ごとに議論をしっかりしていきたいと私が思っているところです。

検討すべき課題として、資料2に2つの大きなポチがあります。1つは、税額控除を含めた認定制度が入る中で、政府もしくは都道府県等や政令市に認証・認定を移管していくときの情報開示のあり方。それと、民間がそれぞれやっているようないろいろな寄附者向けのサービス、それと連携の仕方。それから、新しい公共支援事業における情報開示のモデル的なフォーマットを3月末までに、専門調査会、推進会議にも諮っていくことがありますので、末までとは言っておられませんが、十分議論していきたいという目標を持って。

今日は、できるだけ多くの方から議論の論点を出していただきたいと思っております。つきましては、初めに井上委員、佐藤委員、田尻委員から、本日の会議に資料を既に御提出いただいています。これについて今日、論点を出していただくという前提のもとで、御説明いただければと思っています。

また、今後の進め方でも、各会議において是非こういうことを意見として出しておきたいということがありましたら、皆さんの方から事前に事務局の方にペーパーを出していただくことを進めていただければと思います。

では、まず井上委員からお願いします。

○井上委員 大阪府の井上でございます。この場を利用させていただきまして、NPOに関わる情報基盤というテーマをいただきましたものですから、大阪府の現在のNPOに関わります情報提示の仕方を皆様に御提示できたらと思ひまして、現場の参考資料ということで確認いただきたいと思ひます。

資料7を開けていただきまして、NPO情報発信強化事業という言い方をしておりますけれども、大阪はNPO情報ネットという形で、ウェブを使いましてNPO情報を提示させていただいています。

発信の内容ですが、基本情報ということで、NPO法人認証をさせていただいた団体の情報を上げていく。この中で団体の基礎情報もありますが、NPO法では閲覧という部分がありますので、それをいかに府民に見せるか。(指定)場所に行けば閲覧できるけれども、府民目線、市民目線からチェックできるように、できるだけ御提示するというのがここの基本的な立て方でございます。定款とか事業報告書を提示させていただいてます。

同時に、団体としてもPRする部分をウェブに載せていく。

それ以外に、(2)にありますように、法人認証をスムーズに進めていくための事前の情報提示とか、(3) 施策、協働について、イベント等の提示をしている状況でございます。

平成 18 年から開設しておりまして、府独自ではなくて、運営団体につきましては、社福の大阪ボランティア協会に委託しているという形をとらせていただいています。平成 22 年、400 万円程度の運用予算ですが、一番下の利用状況を見ていただきますと、だいたい 4 万前後のアクセスがある状況でございます。

1 枚めくっていただきますと、ウェブサイトの意匠を出しております。A のところを検索しますと、認証法人がすべて出る。B は、NPO のイベント・セミナーとか情報が出る。C は、それぞれ施策として使うであろう情報を御提示する。

次のページが NPO 法人の個々の状況でございます。大阪 NPO センターさんの情報が出ていますが、閲覧資料も含めまして、我々の府の認証の資料、事業報告等を出しているものを大阪ボランティア協会さんにお渡しして掲示させていただいております。

ここまで進んできましたが、大阪府の今の課題としましては、地元の市町村に近いところで NPO 活動がされているのが昨今非常に多い。子育ても含め、福祉関係です。ということで、積極的に権限移譲を進めておりまして、大阪府内ですと、大阪市、堺市の政令市もございしますが、今年度の約 3 分の 1 の市町村に権限移譲。全体で NPO 法人が 2,800 ぐらいありますが、約 6 割が市町村認証に移しました。

ですから、大阪府が権限を移した市町村の情報をいかにここに載せるか。今まで我々が受けた認証のペーパーを市町村から預かる形になりますので、この辺を課題としておりますが、各市町村は認証に関わる資料を我々の方に御提示していただき、大阪ボランティア協会にお渡しして運営していくという形をとらせていただきます。ですから、先ほどから都道府県に移譲という言葉が出ておりますが、我々も市町村に移譲したとき、同じようなテーマがあるのかなと思っております。

もう一つの課題は、先ほど申しましたように、あくまでも府民・市民目線からどうチェックしていくかということと情報提示とをうまく協働を進めるかということだったのですが、一歩進めて、企業の方がこれを見られて寄附に進めるとか、企業とどうマッチングしていくかが今後の課題である。そここのところの機能を強化していかないといけない。

次を見ていただきますと、B ですが、NPO と市民の活動。これは、それぞれの活動を自ら挙げて PR する。

次の C が、近畿ろうきん NPO アワードでございます。こちらは、逆に NPO さんにこういうものがあるので使ってほしいという情報を載せていただいているというウェブの構成になっております。

また、情報はどうしてもデータベース等、ウェブだけになりますので、フェース・ツー・フェースの役割が非常に大きいと思うのです。そういう形で進めるために、一番最後のページですが、大阪府内には NPO の方々が集まる拠点があります。1 が大阪 NPO プラザ。これは大阪府が担当しておるのですが、元府税の庁舎の跡を使いまして、これも社

福大阪ボランティア協会さんに委託しまして、10年ぐらいたってありますが、当初からNPOが大きくなる場合にインキュベーター機能も必要だろうということで、ブースという形で提供、ここの中にウェブサイトの情報を設置しております。

ですから、その情報を見るとともに、ここの拠点に行くとフェース・ツー・フェースでいろいろなことを教えてもらえるというバックアップをしているという状況でございます。

もう一つは、大阪市さんの piaNPO、どちらかという国際協力マターで、NPO法人関西国際交流団体協議会に委託されまして、団体が集まって、いわゆる集団化しており、各セクションに入ると同時に、会議を開催されて交流ができるという形となっております。

ただ、課題としましては、この2つの拠点をせっかく持つておるのですが、耐震化の対応の問題で、ここでこのまま続けることができるのかどうかの課題がありますが、現状では情報の面及び拠点施設という形で進めておるということで、この場で御紹介させていただきました。

ありがとうございました。

○松原主査 ありがとうございました。

1点確認なのですが、今、NPO法上の毎年の事業報告書は市町村に出す形になっていて、市町村から府の方に情報をいただいて、そこで公開している形。市町村では公開されているのですか。

○井上委員 市町村では、法に基づく閲覧というのはやっておるのですが、ウェブサイトは持っておりません。ことし6割行くので、実際はこれから情報をいただいて進めるという形になります。おそらく、機能的にはそういう形で順調にいくのではないかと思います。

○松原主査 ありがとうございます。

続いて、佐藤委員の方からペーパーをいただいておりますので、御説明をお願いできますでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

ペーパーの方をごらんいただきたいと思います。前段に、我々がどういう経緯でこういう活動をしているのかお話を少しだけさせていただきたいと思います。並びに問題提起あるいは論点の洗い出しの一助になれば幸いです。

もともと寄附文化を日本ではやらせようということに着眼して始めたことでございます。日本に寄附文化をつくる、このことがスタートです。

最初に、既にいろいろなシンクタンクなどが発表されているデータを調べました。なぜ日本人が寄附をしないのかについて、1位、皆さん御承知かも知れませんが、お金がないから。これはどうしようもないので、我々はサポートできません。1番は置いておきます。

2番目と3番目が重要でございます。第2位は、NPOの会計が不透明だから、寄附の使い道が怪しい。本当かどうかわかりません。確認はされていないですけれども、情報

が開示されていないので、そうか、なるほど、これはディスクロージャーに力を入れようではないかということで、NPOの財務情報をウェブ上で公開する。幾つか評価基準はあるのですけれども、これが最重要だと位置付けまして、我々がサポートさせていただいているNPOのイの一番の基準は、ウェブ上での財務情報の公開。

1つ論点にさせていただければと思いますことは、この点でございます。NPOの信頼性をこれからどのように確認していくのかについてですけれども、ウェブ上で財務情報を公開していただきたいなど、私自身は中間支援団体の1人として感じておりますし、また一方で私は寄附者でもございます。少ないながら、幾つかのNPOに寄附した経験がございます。その一寄附者の考え方としまして、ウェブ上でせめて財務情報の公開をしていただければうれしい。どうせ所管庁には提出しているわけですから、法律で義務付けられているわけですから、そこを何とかウェブ上にもアップしてもらえないでしょうかと思っているのが1つ目の論点でございます。

遅くなりましたが、寄附しない理由の第3位は、頼られないからということでございました。頼られないのであるならば、頼もうではないかということに考えが移りまして、頼む行為、これを英語でファンドレイズと言います。寄附を集める人、ファンドレイザーの存在が日本に圧倒的に少ない。

参考資料の3にありますけれども、表紙には国内のNPOなどのデータベースが書いてありますが、ページをめくっていくと、イギリスの例、アメリカの例を既に事務局の皆さんがお調べくださっております。この中にありますとおり、日本のポータルサイトと英米を比較したときに、圧倒的に差があることに、すぐに気付かれることと思っております。何といっても、ファンドレイザーの存在がむちゃくちゃ多いアメリカとイギリス、全然いない日本ということに、その差の根源があるのだと思っております。

せっかくやるならば、「新しい公共」という考え方の先輩格であるイギリスなどには、いろいろな参考事例があるのではないかと思います。イギリスをとにかくたくさん調べました。その中で発見した最大のファンドレイジングサイトがジャスト・ギビングというサイトでございます。それがお手元の資料の3ページでございます。

簡単に申し上げますと、ジャスト・ギビングは寄附をするサイトではありません。寄附を集めるサイトですという位置付けにしております。ここがユニークポイント。知る限り、日本では恐らく初めてとなっておりますけれども、寄附を集めていただくサイトの存在がもっと必要なのではないかなと思います。

イギリスでは、既に競合団体があらわれているそうです。ファンドレイジング専門サイトが複数あります。アメリカには、もう既に30ほどのファンドレイジング専門サイトがあると聞いておりますので、日本にはまだジャスト・ギビング・ジャパングが生まれたばかり。それも今年3月でございますので、ようやくファンドレイジングをする人を増やそうではないかという機運が、これから盛り上がっていけばいいなと思っております。

ということを考えておりまして、「新しい公共」のNPOのデータベースを民間と行政と

がどのように連携していくのかということに関してですけれども、論点の2つ目のお話をさせていただきますと思います。

このようにファンドレイジングの専門サイトを運営している立場から、何のためにデータベースというのは存在するべきなのだろうと考えました。今から申し上げるお話は、実は私は知恵をつけてもらったものでございます。私のオリジナルの考えではありませんが、実感を伴って、そのとおりに思っております。

それは、ニューヨークにありますBBB、この国内外NPOデータベースにありますBBBのニューヨーク支部でいろいろなヒアリングをしているときに言われたのですが、データベースを何のためにやっているのか。その一番の理由は、NPOの成長促進のためである。もう一つある。これは寄附者の安心・安全の確保。この2つを外してはいけないと言われまして、私は全くそのとおりに思いました。

NPOの成長促進というのは、NPOの情報が開示されてデータベースになると、並びかえや一覧性、それから自分の好みに応じた検索が非常にスムーズになると思います。そういうことによって、あの団体はこんなふうになっているのかということが非常に参考にしやすくなると思います。なので、ウェブ上でのデータベースはNPOの成長を非常に助ける。基準があるから、あそこに追い付け、追い越せと頑張るといふことだと思っております。

株式会社の場合は市場というものが有りますから、成長している企業の様子を見て、私達も追い付きたいと思っております。頑張るといふのに近い状況かと思っております。

2つ目は、寄附者の安心・安全。これは、ニューヨークで9.11のテロ事件があったときに、たくさん寄附詐欺が出たそうです。寄附詐欺が出回ったときに、寄附者がこれはやられていられないということになったので、評価団体があらわれてNPOをちゃんと審査して、きちんと寄附を使っていますよ、寄附のファンド・レイジング・コストはこれぐらいかかっていますよということも、きちんとオープンにしていくことを行政としても取り組み始めたということがあったそうです。

そういうことで徐々に発展してきたNPOの評価及びデータベースということですが、日本も何のためにNPOデータベースをつくるのかということ、「新しい公共」の考え方に立ち返るとすれば、NPOのみならず、社会全体を支えていく。できることは自分でやるという考え方をやらせることが必要だと思いますので、寄附をしやすい環境をつくる。そのために絶対必要なのは、安心・安全の確保だと思いますので、そういう趣旨をデータベース、行政と、官民交流・連携の際には、是非考慮に入れていただけたらなと感じております。

以上2点、問題提起とさせていただきます。

○松原主査 非常に明快な問題提起をありがとうございました。

続いて、日本NPOセンターの田尻委員からもペーパーが出されておりますので、よろしく申し上げます。

○田尻委員 資料9をご覧ください。5～6枚めくっていただきますと、「NPO法人デー

データベースサイト『NPOヒロバ』について」という表紙があります。そちらから簡単に説明させていただきます。

「NPOヒロバ」は私どもが、2001年から運用を開始したデータベースでございます。見ていただいた方も多いかと思いますが、NPO法人のみのデータベースにして立ち上げ、当時から日本NPOセンターの独自（公式）のホームページは別に運営しておりまして、あくまでデータベースのHPという形で作っております。

どういうふう to 情報を集めているかという to、所轄庁が情報公開する情報を定期的に（約3カ月に1回）、都道府県のホームページ等から情報を取り、各団体に郵便をお送りして、情報を載せること、過不足のところは掲載していただくように to 依頼をすべてにしています。このプロセスの中で、都道府県の更新などの不具合があった場合に都道府県に連絡をさせていただいております。

開設当時は、まだインターネットの使用率が低いということで、ファクスで返していただいたものをすべて入力していたのですが、最近ではメール等々でも返答が多くなったので、IDとパスワードを4万すべての法人に付与し自主入力させていただいております。

最近では、このデータを基に地域の支援センター、である茨城NPOセンター・コモンズや高知ボランティア・NPOセンター等と連携して、地域の支援センターの方のデータを変えれば我々のデータベースのデータも変わる、我々のデータを変えると、地域の支援センターのデータベースの情報も変わる to いう仕組みにしている to いうことです。

つまり、このデータ自身は、他の地域もしくは他のデータベースでも提供できるようにしている to いうことです。

このデータベースはすべての法人を載せていますので、あえて特定の評価を載せないことにしています。これは、見る人の数だけ評価があるだろう to いう考えに基づくものです。ただ、情報を自主入力できるようになっていますので、それを進んで入れるか、入れないか to いう点で団体の情報公開度を判断する to いうことはできるかもしれません。

検索に関しては、フリーワード検索からエリア検索など、さまざまな検索ができる to なっています。

繰り返しになりますが、「NPOヒロバ」は、次のページのある通り、基本情報の掲載と主な情報の追記の推奨 to いうことで進めてきました。

また、NPOヒロバのデータとシステムを他団体に提供する to いうことで、地域別、分野別でも独自のデータベース情報として十分使っていただくことができるだろう to 考えて連携も進めていきました。そういう意味では、今回の話である to いうデータベースの一本化・一元化をしていく to ときの to 一つの見本となる形はとれているのではないか to 思っています。

ただ問題は、4万法人もある to、各団体が自主入力することの手間が課題になり、それを to いう to いうふう to 解決していくか to いう点です。自主入力することによって自分たちに何

がはね返ってくるのか（得をするのか）ということを見せていく必要があります。我々の取組としては、企業との連携を通じて、ソフトウェアの寄贈の仲介をこのデータベースを活用して実施したりしています。また、将来的なことを見込みつつ、公益法人改革に伴ってデータベースのつくり変えをされた公益法人協会のNOPODASというデータベースの立ち上げの際には、項目等々を合わせるなど、開発当初からアドバイスをさせていただいたという経緯もございます。

次に、資料9の最初に戻りまして、すべてのNPO法人のデータベースの運営をどのように考えていったらいいのかという点について考えを述べさせていただきたいと思います。これは次の論点にも関係するかと思います。

1つは、3ページ目に、「階層」という楕円形の図があります。

これを見ていただきながらお聞きいただければと思います。1つは、行政が整えるべき範囲ということで、法に基づいた義務的な情報開示の層というものがデータベースの中にあるだろうと思います。

もう1つが、民間のデータベースが担う範囲ということで、NPOが自発的に情報開示。これは、大阪府の報告にもありましたが、掲載情報の項目の部分に、線が引いてある部分の下は自主入力部分がまさにここ2つ目層の部分だと思います。

3層目が、多様な主体が生み出す（造り出す）範囲ということで、フォーマットにとられない自由な発信を行うもので、これは寄附とか評価とかいろんな視点を持っている多様な層です。

このように、データベースと一言で言っても、本来やらなければならない形が多様な形で広がっているのではないかと考えています。

次のページ（P4）を見ていただきますと、先ほどお話にもありましたように、たくさんのデータベースがあるとNPOは入力に手間がかかる。地元のものも入れないといけない、都道府県のデータベースにも入れないといけない、また他のデータベースにも入れないといけないという。何回もあちこちに入れなければならなくなる。そのうちに面倒くさくなっていくということを回避するためには、先ほど言った1層、2層のような非常にベーシックになる情報をどこか一元的に集めて、それをベースにして新たな3層の部分である寄附の仲介とか、NPO向けの販売とか評価とか自由な発想に基づいて情報を集めて、提供していく。

それらのありようが整理され、連携をとっていけるようなデータベースにすれば、団体が1か所に入力すれば、いろいろなところにもそれが反映されていくという、見る側、使う側にとってもいいのになるのではないかと考えています。

今回検討するデータベースサイトのイメージとしては、データを共有し、サービスを多様化させるというのが今回のキーワードではないかなと思っています。基礎的な情報は集約し、どのサイトで開示しても変わらない、固定的な情報を一元化するということです。

そうすれば情報開示の手間が省力化されて、全体の情報が充実すると思います。つまり、



基本的な情報は、公の財産としてとらえていくのだということだと思います。

それを活用することにより、NPOや寄附者を支援するサービスが広がり、提供するさまざまな団体をバックアップできる仕組みになると思います。

ただし、検討が必要な事項としましては、その基本情報のベースの情報はだれが出すのか、ということだと思います。そのためには、開示する情報の項目と、行政・民間が扱う範囲の明確化をする必要があるだろうし、行政が取り扱うべき情報の範囲は何なのか、その法的根拠についてどう取り決めるかだと思います。

2点目が、この最低限の法的措置として出さなければならないものをどういうふうに決めていくのか。各所轄庁ではデータは出されているのですけれども、団体がきちんと情報を出さないものがあったり、それがインターネット上でなかなか見られないということもまだある。この辺はきちっと位置付けていく必要があるだろうと思っています。

3番目に、これは個人情報保護ということですが。役員名簿については、我々は自主入力できるようにしておりますけれども、これは都道府県によってはかなりばらつきがあります。一切外に公開しませんよというところもあれば、一定出しているところもある。この辺の公開する情報の考え方の問題があります。

また、具体例で言うと、DVのシェルターなどをやっている団体は、自分の所在がばれてしまうと問題が起こるわけです。そういう意味でいうと、データベースに住所が掲載されてしまうという非常にセンシティブな問題もある。だから、基本ベースといえども、そういう課題も加味していくことも必要で、その意味では公開情報の項目を決めるということも結構手間のかかる作業かなと思います。我々のところは、今、そういう情報を抜いておりますけれども、抜いているということが団体にとっての開示の評価にどうつながっていくのかということも、今後検討する課題ではあるかなと思っています。

簡単ではございますが、以上でございます。

○松原主査 ありがとうございます。

それでは、時間の方も実はあと30分ほどしかございませんが、今日は基本的には論点を出す。皆様から多様な御意見をいただいて、論点整理する材料をなるべくたくさん出していただくことを前提に、今から30分、御議論というより、いろいろな御意見を多数いただけたらと思っています。お手を挙げて、どんどん御意見を言っていたらと思います。よろしくお願ひします。

どうぞ。

○佐藤委員 補足で済みません。しゃべり過ぎで恐縮ですけれども、1点は、田尻さんに私も全く同感でございます。

申し上げそびれたのですけれども、NPOは総じて規模が小さくて専従職員が少ないので、極力省力化することが必要だと思います。そう考えて、今日もいらっしゃるCANPANさんとかヤフーさんと一緒にデータベースの連携が何とかできないだろうか、勝手

に民間レベルで打ち合わせさせていただいたこともあるぐらいでございます。CANPANさんには既に大変お世話になっておりまして、一部、データベースの連携を既に実施済みでやらせていただいております。

このような形で、例えば行政にぼんと書きさえすれば、行政の方からその情報が各団体、サードパーティーの方におりてきて、もしくは本体のNPOにさえおりてきて、情報がそこに全部出ていく。簡単にいうと、1か所、書きかえさえすれば、すべてのデータが入れかわるといふ仕組みというの、NPOをすごく助けると思います。

済みません、以上です。

○松原主査 どんどん御意見を。

鵜尾さん。

○鵜尾委員 日本ファンドレイジング協会の鵜尾でございます。

私たちが寄附文化を日本でどう進めていくのかといろいろ議論して、考えてやっていますが、日本社会で寄附が進む上で3つ大きな課題がある。

1つは、税制の議論がありました。これは今回、大きく進んだわけですが。

もう一つは、NPO自身のファンドレイジング力をどう高めるか、コミュニケーション力をどう高めるか。NPOにもいっぱい課題があります。これが第2のレイヤーでございます。

第3のレイヤーが、寄附市場が形成される要因が日本社会にすごく欠けている。これが今の情報の話につながってくるのだと思います。これは、やはり株式市場を考えても、投資が進む上でいかに情報がきちっと出てくるか。これは、先ほど来お話にもありますが、自分に合ったNPOを探していくことを考える上で、日本社会はNPOってどんなのかよくわからない。よく出てくるのだけれども、よくわからないという空気みたいなものがあって、その空気自体を変えていくというのが情報開示の中で非常に重要な視点だと思っています。

私、情報開示は、先ほど来話が出ていますが、1つの切り口は、どうやって底上げ。つまり、最低限、こういう情報は日本中にあるものだというのが、日本社会で当然の常識になる状態にする。これが第1のカテゴリー。

第2のカテゴリーは、いかにかゆいところに手が届く情報が流れてくるかだと思っています。

底上げの部分に関しましては、今、自治体あるいは行政に財務諸表、事業報告書が来ている中で、これがオンラインですべからく見られるようになる。これは、実はNPOだけではなくて、宗教法人などもそうかもしれませんし、ほかの法人格もそうなのです。全部役所が持っているというわけですが、集めるのは大変な作業です。

私たちが12月20日に日本で初めての「寄付白書」というものを発行しました。これも市場の透明化を図るための第一歩だと思って出したのですが、この1年間作業して、これほどまでに情報というのを日本で集めるのは大変なのかということ、泣きながら経験い

たしました。最低限の情報がインターネット上でしっかりと見られる状況が、少なくとも行政に提出されている情報に関しては 100%担保されている状況は、第一歩として必ず必要だと思います。

その際に、個人情報、寄附者情報をどうするのかというのがあって、これはもう一つ重要なポイントで、ともすると情報の管理に関しても基本ガイドラインができて、あとは自治体ごとに考えていきたいと思いますという議論が出たりします。ただ、これは全体のイメージの底上げの議論からすると、寄附者が寄附して、自分の名前がどこかに勝手に載るかもしれないし、載らないかもしれないというのは、結構どきどきしたりします。ですので、個人情報の部分に関しては、ある程度保護してあげるとというのが統一的にある。

ただし、その財務情報等の経営情報に関しては、日本中のすべての活動が 100%出ている。オンラインでだれでも見られる状態になっているというのを実現するというのは非常に重要なことかなと思います。それが共有されることで、アメリカの IRS もそうですけれども、個々の民間のさまざまなイニシアチブによって、これが受け手にとってわかりやすく、かゆいところに手が届く形で出てくることで、興味ある人は更に前に進む構造になっていくというのが重要なかなと思っています。

○松原主査 ありがとうございます。

では、深尾さん。

○深尾委員 今の鶴尾さんの話ともつながるのですが、今の論点でいくと、1つは私自身も強く思うのは、NPO等の「等」も非常に大事だということです。特に「新しい公共」という概念の中では、何もNPOだけがプレーヤーではなくて、私も京都でいろいろやっていますと、もともと地縁型の組織だったところが非常に今、活躍して、NPOとつながりながら新しいことをしていくとか、そもそも法人格なんかとる必要がないところが、非常にいい活動を展開しているということがまああるわけですね。

法人格や法的な縛りの中で余りぎゅっとしてしまうと、そういった市民の自由な公益活動を知らず知らずのうちに排除してしまうことにもなり得るということを今、私も現場で非常に感じています。そういったものも広くこういったプラットフォームの中に参画できる仕掛けというものが非常に重要だろうと思うのが1点と。

あと一つは、今までの議論でもそうですが、私自身はこういったデータベースというのは、実はある意味懐疑的に見ているところがあって、更新されない。今まで自治体やいろいろなところが工夫してつくっていただいたんですが、どんどん死んでいってしまうという現実があります。

ただ、今お話があったように、例えば日本NPOセンターさんの仕組みのように、私のところもソフトをもらうために更新を急いですることに直面します。要は、メリットが何かということが非常に明確であると、そのメリットを享受するために更新する。私はここから始まっていてもいいと思っています。そのメリットというのが、多分もう少し幅を広げて、社会から応援されるということの手応え感をいかに団体が持ち得るものなのかと

ということが大事だろうと思っています。

そういう観点でいくと、京都でも今、CANPANさんの仕組みを使って、我々の方で公益ポータルという形でデータベースの運用をしています。今、競い合うように京都の団体は情報開示をしています。それは、その先に支援してもらえるとという仕掛けが幾つかできてき始めているからです。そういったものが見えてくると、NPOの人たちも頑張っ、自分たちで情報を開示するようになってくる。そういうことがさっきの成長促進ということでありましょうし、私はつなぐ、引き出すと今、表現していますが、そういったことだろうと思っています。

3点目は、あとはデータベースだけつくっても多分だめなんだろう。そういう延長線上で行ってもだめなのだろうと思っています。それを地域の中で流通させていく仕掛けや仕組み。ここのところが中間支援の存在の人たちが頑張らなければいけないわけですが、京都地域創造基金やジャスト・ギビングやファンドレイジング協会のような動きが出てくる中で、そういったものをどんどん流通させていく、かき回していくような存在、使う人たちをいかに活性化させて、そことつなげていくかということも非常に大きな論点だと思っています。

○松原主査 ありがとうございます。どんどん御意見をいただければと思います。

では、戎井さん、その後田尻さん。

○戎井委員 会計士の戎井です。私からは2点、論点を出したいと思います。

1つは、情報開示の一環としまして、新しい会計基準がつけられましたので、その新しい会計基準に基づく財務諸表をいつから提出を求めるか。今、任意だということになっていきますけれども、任意のままになると、そういう財務諸表の作成がなかなか進まないということがありますので、経過措置を考えながら提出時期を定めることも必要ではないかと思っています。

もう一つは、財務諸表は法人さんがつくります。ただし、つくられた数字、財務諸表が正しいのかどうか、適正なのかどうかというところが次に問題になってくると思います。その適正性の保証について検討しておくことが必要だろう。その方法は、どちらのNPO法人さんにも監事さんがいるかと思っています。いないところもあるかもしれませんが、そういった監事さんの監事監査報告書というものをどのように作成して報告、あるいはそれを決算書の一部ということで届け出させていただくか。

もう一つは、監事さんのほかに、外部の第三者として公認会計士あるいは監査法人の監査を任意で受けている。あるいは、監査まではいかないけれども、いろいろな調査を受けているケースが現状あります。実際、私もあるNPOさんのそういった仕事をさせていただいております。そういった会計士等の監査報告書につきましても、やっているところは提出していただく、あるいはホームページで掲示していただくようなこともできるようなことにしていただければと思います。

実際、監査となると、ある程度報酬がかかります。その報酬は今のところ、当然NPO

法人さんが負担していますので、そういう通常、法律上義務付けられていない任意監査をしている場合には、何らかのメリット、何らかの優遇措置があるとよいと思います。

以上2点です。

○松原主査 ありがとうございます。その何らかの優遇というのは、何かほかの法人で事例とかあったりするのでしょうか。

○戎井委員 特にすぐに思い付かないのですが、例えば認定を受けるときにそういう監査を受けると、その決算書の保証というか、適正性が高いということで、より認定が受けやすいということになるといいのかなと思ったりします。当然、監査すると、寄附者の方の信頼性は高まりますので、そういう意味での優遇性はあると思います。

○松原主査 ありがとうございます。

では、さっき手を挙げた田尻さん。

○田尻委員 会計基準に関しては、私も広げていくことが必要だと思います。PDF等で公開しても、会計の方法が違うとなかなか読み取れない状況があります。これは都道府県の協力が要りますけれども、是非やっていただきたいと思います。

ちょっと話が深尾さんの発言の話に戻りますが、ソフトをもらえるからメリットにり自主入力が進むというお話をいただきました。ありがとうございます。実際のところはそのメリットがあっても情報をなかなか入れてくれないのが現状です。

それに関連しての話ですが、各地へ行って現場を見ますと毎年都道府県に出す資料すら、自分たちでワープロ打ちできませんという団体がまだまだ多いという現実です。その現実を認めつつそれから先のクオリティを上げていくことの大変さもあると思います。その点を理解してどの辺の情報公開を目指していくのか考えつつ。全体の底上げをしないといけないと思います。

その議論というのも忘れてはいけない。他の法人との連携も勿論重要なのですし我々も目指している部分であります。しかし、現時点のNPOの実態を知り、その辺りをどうフォローしていくのかということも論議しないといけないと思います。会計基準も全くわかりませんという人に対して、どういうサポートをしていくかということのも重要な論点になるだろうと思います。

2点目が、我々のところでもデータがよく入っている団体を調べると、顔の見える人たちの声かけた団体が実は一番効果がある。それはもしかすると、所轄庁の人が1年の届け出のときにデータの入力を即しているということかもしれませんし、地域にある支援センターのお付き合いのあるところが、これを入れてね、もしくは入れますよというところが、一番情報が入りやすい。

先ほど私の事例でも報告しましたように、高知県などで今、データのやりとりをしているのですが、そこは任意団体のデータを地元で入れられているのです。これは、同じベースの情報に任意団体の情報も一緒に入れているもので、同じ検索システムで高知県内のNPO法人も任意団体もそれ以外も検索できるようになっている。NPO法人がなぜ自主入

力しているかという点、顔の見える関係がそこに存在するからです。

そういうところとの連携もしていけないと、中央でどんと1つつくって、みんな勝手に入れてくださいねというやり方だけでは、なかなか入力や更新率が伸びてこない。これは、10年来、我々がやってきて苦労している部分かなと思います。その辺りは、次のデータベースをつくられるときに一つの参考になればと思います。

○松原主査 ありがとうございます。どんどん御意見をいただければと思います。

では、町井さん。

○町井委員 実は、日本財団では、2010年度の申請からすべてインターネット申請に切りかえまして、そのインターネット申請をする条件として、CANPANへの情報公開というものを義務付けることにいたしました。これは、過去5年間、日本財団がインターネット申請に切りかえようとしてなかなかできなかったんですけども、今年初めて、そこに踏み切ったということでございます。

理由といたしましては、社会から応援を求めないと活動ができないNPOの中で、その説明責任をきちんと果たせないNPOに対して、社会から応援を求める資格があるのかということが1つと。

もう一つは、きちんと情報発信をしている団体に対しては、何らかのインセンティブ、社会からの恩恵があってしかるべきだという、その2つの側面から、インターネットにきちんと公開するということを行っているところに対しては、そういったことをサポートする社会的な仕組みとして、そういったことをしてあげることが大事だろうということで踏み切ってみました。

その結果、昨年度比で、実際にインターネット申請数と、紙とインターネット申請を併存しております申請数は、ほぼ変わらない数字になりまして、結果的にインターネットを使えない人たちに対するケアができていない部分は、課題としては残っているのですが、インターネットによる情報開示をすることによって、きちんと社会的な説明も果たしつつ、また社会からの応援を求めることができるということは、一部証明ができたのかなという気がしています。

先ほど佐藤委員からもございましたとおり、NPOというのはフィールドで汗を流すのが仕事であって、書類をつくるのが仕事ではないので、我々インフラ提供者側がどれだけきちんとNPOの人たちの事務の軽減をしてあげて、彼らがフィールドに出て社会の課題を解決する力を確保してあげられるかがとても重要だと思っています。そのために、我々提供している者同士が組んで、きちんとした仕組みをつくってあげるとというのが、NPOにとって重要なことではないかなと思っています。

私の方からは以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

では、池本さん。

○池本委員 2点要望と質問があります。今回配布された資料に、国内外のNPO等のデ

データベース一覧がありますが、実際、これらのサイトがどれぐらい使われているのかを教えてくださいませんか。アクセス数やユーザー数等の情報を共有していただくことで、現状がどのような状況で、そのことを踏まえてこうしていくという筋道がきちんと考えられていないとよくないと思います。逆に、過去どのようなプロセスでデータベースが整備されていったかということを知りたいというのが1点です。

もう1点は質問なのですが、このワーキングは内閣府に設置されているので、内閣府が所轄しているNPO法人について主に検討するのだと思うのですが、内閣府だけではなく、多分厚生労働省、農水省経産省等、いろいろな省庁等でも「新しい公共」に関するデータベースを持ち、日頃から情報収集をしていると思うのです。そういう省庁間の連携とかやりとりみたいなのは、このワーキングの範疇なのか、そうではないのか。私としては範疇なのではないかなと思うのですが、その辺のことを教えてください。

もう一点追加で提案なのですが、検討すべき課題の丸の2つ目の、新しい公共支援事業の中でモデル的に展開することに対して、どういう情報開示をしていくのかということについてです。私自身、過去、2004年ぐらいに内閣府の中で構造改革を可視化する日本改革前線マップというものを文化人類学者の竹村真一さんと一緒につくりました。

その時の狙いとしては、データベースは基本的にいろいろな情報が閲覧できて、おもしろいというよりは、便利で役に立つ、ためになる情報が引き出せるということもあると思いますが、そのことに加えて、見に来てもらうためには一般人たちが見ておもしろい情報、つまり魅力的なサイトでないといけないと考え当時としては画期的なデザインで国際的な賞もいただきました。

そういう経験から申し上げますと、今回のリストには魅力的なサイトもあると思うのですが魅力的とは言いがたいものもあり、もしこういうモデル事業に特定したサイトを構築するのであれば、一般の市民の人がこれ、おもしろいな、NPOって頑張っているなということがわかるような表現をすべきではないかと思うので、そういう検討もしていただけましたらなと思いました。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。今、省庁の持っているデータをどう連携していくかという話ですね。省庁間で新しいことに対するいろいろなデータを持っている。そこを、この事業の中でどこまで範疇にとらえていいのかという御質問があったように思いますが、これについて、今の時点でわかる範囲で田和参事官の方から答えていただけると。

○田和参事官 正直言えば、各省庁の間で情報共有しましょうというのは、予算とか、そういうたぐいの話であって、「新しい公共」、先ほどありました地縁団体だけではなくて、例えば社会福祉法人とか学校法人はどうするのですかという話でいけば、まだはっきり言って縦割りです。そこまでまだまだ全然手が届かない状況です。

それを各法人の方からアプローチしていくのもなかなか大変なところがあって、むしろ今回のアプローチは両面あります。まず、NPOに1つ着目しようというのと、もう

一つは、寄附する鶴サイドから考えてみれば、別に社福だから寄附するとか、NPO法人だから寄附するという形ではないわけで、どういう事業をやっているから寄附しましょうというところで、つまり外の力というのはすごくばかにならない力があると思いますので、そういうところからの一つのパワーに我々も期待しながら、明確な答えができないのですけれども、そちらの方から1つ大きな動かし方ができないかということは考えているところです。

○松原主査 これも追々ということになってくると思います。今、ここでは明確にという。どうぞ、山内さん。

○山内審議官 別に田和参事官と基本認識がそう違うわけではないのですけれども、各省庁の連携というのは、多分非常に大きな重い課題だと思います。特に情報の流通とか共有というのは。ただし、そうは言っても、3月までに結論を出していただくというところから考えていただければ、特にいろいろな法人、学校法人であれば文科省、社会福祉法人であれば厚労省、残念ながらそれぞれ縦割りの中でやっていて、今、直ちに3月までの間にその仕組みをこれから変えましょうというところまで、我々の力も多分及ばないと思います。

したがって、それは次の課題にさせていただいて、当面は、まずNPOについてどうするかというところから始めていただかないと、ちょっと議論が拡散してしまうような気がします。我々の手に負えない話で議論が発散してしまっても困るので、スタートラインは是非NPOの情報基盤をどうするかというところから始めていただければと思います。それを、例えばさっきの地縁団体とかに応用できればそれはいいことでしょうし、更にその次の課題として、社会福祉法人なり公益法人も含めて広げていくにはどうするかというふうに、段階を踏んでやらせていただければありがたいなと思っています。

○松原主査 余りこの問題に深入りすると時間がないので、どうぞ。

○鶴尾委員 1つだけ。

私、この話は3つのレイヤーがあると思っています。1つが、情報開示というものを概念としてどうとらえるか、コンセプトとしてどう考えるかというところと、フォーマットをどう共通化しますかというのと、アクションとメカニズムとして、データベースとか、どう共通にしますかというのがあると思いますが、概念のところで言うと、行政がNPOとかいろいろなところから財務諸表とか事業報告書をもりました。その情報はだれのものかみたいなことで言うと、これは行政の所有物ではなくて、社会で共有するものなのでしようという基本的なコンセプトのところは十分府に落ちていないというか、省庁によって考え方に微妙なバランスの違いがあるような気がして。

「新しい公共」という文脈で言うと、そういう基本概念みたいなところに関しては、こういうことですねというのがあって、アクションに関しては省庁ごとにいろいろ違うのですよねというところまで行けるといいのではないかという気は、個人的にはいたします。

コメントだけです。

○松原主査 私の方から一言ですが、新しい認定制度、それから特に税額控除の仕組みに



関しては、認定NPO法人だけではなく、社会福祉法人や学校法人や新公益法人等にも適用するとなっていますが、その際には是非やってもらうこととして、新しいPSTを含むPSTと、認定NPO法人と同様の情報開示を課すことになっています。ただし、この情報開示の内容に関しては、今、言った法人の分野ごとに、それぞれ提出する書類も違いますし、情報開示に関する考え方も大分違うのですね。

そういう点で、山内さんがおっしゃったように、新しい公益法人でどういう情報開示がいいのかという議論が今まさになされている最中で、こちらのNPO法人としてどう情報開示していくかという議論が、いろいろな法人にいい影響を与えていくような議論の展開を我々として期待できたら。

議論の最中に、余りこちらの方からこういう議論であるべきだというのは、来年3月という今の日程ではなかなか難しいところがあるので、そこはむしろ我々の方でどんどんモデル的なものを示して行って、将来的な展望を示していけたらというのが私の思っているところです。

ほかに論点について。では、まず小堀さんの方から行って、次、宮内さん。

○小堀氏 情報の利活用についてなのですが、今お話に出ていたように、例えば個々の団体の魅力的な情報をどんどん出していくほかに、業界として調査・研究する際の幅広い基本的な情報も必要かなと感じていまして、最初、鶴尾さんが寄附白書をつくられる際に団体の情報を集めるのに非常に苦労されたというお話もありました。

私どももいろいろなNPOの調査とか研究をするときに、情報を集めてくる。それを分析するためのデータに落とし込むところの手間が非常に大変でして、具体的にはPDFで上がっている情報を全部エクセルデータに落としたりしておりますし。あとは、NPOの団体さんからも、最近アンケートの調査が多くなってきて、それにもそれぞれ同じようなことを回答しなければいけないのが非常に手間だと。その結果、アンケートの回収率も下がって、調査・分析する精度も下がっていくということもあるのではないかなと思っております。

ですので、そういうところで、先ほどのフォーマットのお話にも関わってくるかと思えますけれども、データの統一性の話とかデータの形式の話とか、そういうところも議論できればと感じております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

では、宮内さん。

○宮内委員 皆さんのお話にほとんど同意するところが多いので、抜けているというか、自分が思い付いたところだけ述べます。

私は、インターネット専業で、お客様と対面でNPO様をつなぐという仕事をしておりますので、寄附する際の一番のバイアスになっているものは、事務手数料というか、事務管理費。具体的に言うと人件費というところに言及する人が非常に多い。コンシューマー

視点で寄附をより広めていくという視点を、この登録データベースの考え方の中にも是非含めていただきたい。

データベースというのは、単純に今ある情報を羅列しても、一般的なお客様は基本的には見ない可能性が高いと自分は思っております。なので、その基本情報の次に、付加価値としてどういう情報を丸めて出してあげるか、そこまで議論を踏み込むべきではないか。本当にゴールが寄附を拡大させていこう、日本の寄附市場を上げていこうということだったら、そこまで議論を深めていきたいと私は考えております。

以上です。

○松原主査 ありがとうございます。

時間も来ているのですが、所轄庁の方お二人がまだ発言されていないので、苦勞されている所轄庁から御発言いただきたい。杉野さん、それで金子さんも是非お願いします。

○杉野委員 神奈川県です。

NPO法で一番大事なのは、行政が監督するのではなくて、市民に情報を開示して、市民に判断していただくということだと思いますけれども、その割には市民に対する情報というのが十分提供されているとは思えない部分があります。特にいろいろ問題を起こすような法人などは、最小限の情報も出されているのかどうか。

先ほどの田尻委員の、行政が整えるべき範囲という、義務的な情報開示、本当は行政はこの範囲でいいのだと思いますけれども、法に基づいて提出される義務的な情報の範囲というのは、非常に限定的過ぎて、その法人が何をやっているか、実態がそこから見えてこないというレベルのものも多いのです。

ですから、寄附者になる市民サイドを保護していくという観点からすれば、そこをもうちょっと法で最低限、ナショナルスタンダードのものとして、ここまでは法人の責任として情報を出すのだと。逆にそれを法律で示すことによって、法人のレベルアップ、ここまですらなければいけないのだという目標になると思います。そうした点をこの検討会の中で議論していただきたいなと思います。

○松原主査 ありがとうございます。具体的に言ったら、例えばどんな情報でしょうか。

○杉野委員 活動の17項目の種類がありますね。その種類毎にどういう活動をしているのかという内訳がよくわからないとか、また、特定非営利活動の事業なのか、その他の事業なのか、よくわからないということがございます。

○松原主査 わかりました。

では、金子委員、お願いします。

○金子委員 私ども東京都では、今6,700ぐらいNPO法人を所管しているのですけれども、その中で法で義務付けられている、例えば業務報告書に関して未提出である法人、ここでは数は申し上げませんが、そういった団体もかなり多くあります。

そういった中で、今回、情報開示ということで寄附文化を進める上で情報発信、今、行政庁が持っているところもそうですし、あるいはNPOさん独自で情報開示されるところ

に関していえば、NPO自体もいろいろな団体があり、非常に活発に活動されている、事務局機能がきちんとしている団体から、言ってみれば事業の片手間に事業報告書を一生懸命書いている団体もあると思っています。

そういった中で、今後、情報を活用して寄附文化を育てるということであれば、一つはそういったNPOのレベル感の中で、どんな情報なら発信できるのかというミニマムみたいなものを考えていく必要があるだろうということ。

やはり、そういった事務局機能の弱いNPOに対して、何らかの支援ということも含めて情報開示を考えていかないと、なかなか有効なものにならないのではないかと。論点というか、率直な感想ですが、述べさせていただきました。

○松原主査 今、金子委員の意見は、レベル感というのは、規模とかによって分けて、情報開示の内容とかを変えていく方向ですか。

○金子委員 そういった議論もあるでしょうし、あるいは最低限というところで、ミニマムな部分を決めておいて、それからそれぞれの団体ごとに上乘せしていくという考え方もあるかと思います。

○松原主査 ありがとうございます。

ぼちぼち時間が来ているので、あと寺脇さんと白井さん、お願いします。

○寺脇オブザーバー 私は今、推進会議の委員をさせていただいて、その前の円卓会議の委員もさせていただいた。だから、ちょうど1年前、今年1月に最初にこういう「新しい公共」という会議ができたときに、こんなに寄附税制の話がちゃんといくとは夢にも思わず、私も役人をしていたものですから、役人の抵抗もあるだろうしと思っていたのですが、これは本当に政治主導ででき上がった、すばらしいことだと思います。

ただ、皆さん方の議論にもあったように、このワーキング・グループに期待しているのは、親会議というのは議論が余りきちんとできないのです。時間の制約を受けていて、総理の日程に左右されたりするので。是非ここで詰めていただきたいのは、親会議ですずっと1年やってきて、大きなNPOには自分のことだという意識が、多分「新しい公共」でできてきていると思うのですが、先ほど来出てきているような、インターネットが使えないとか、あるいは事務局も持てないような零細NPOがありますね。

私も実は10年以上、NPO活動を個人的にはやってきているのだけれども、幾つも周りで力尽きて、いいことをやろうとしているのに燃え尽きていく人たちを見ているので、親会議の議論はどうしても大きなところにしかならないので、是非ここで、そういう小さいというよりは零細ですね。そういうところにも、この「新しい公共」の恩恵が、一口でいえば、「新しい公共」というものができて、私たちのところにも来たねという実感がわくように。

勿論、皆さん方、細かいところをよく御存じの方々に御議論していただいて、それをまた親会議の方にアピールしていただければと思うので、よろしく願いいたします。

○松原主査 では、白井さん。

○白井オブザーバー 現場の実感をお話したいのですけれども、今も寺脇さんから、「大阪府のNPO情報ネット、おまえのところは載っているのか？」と聞かれて、正直わからないのです。というのは、これに載せるから情報をくれと、調査、アンケート、データベースへの情報提供依頼などが、余りにもたくさん来るのです。

それを出すと、今度は1年の終わりに事業報告をくれとか、今度発表があるからブースを用意しろとか、いろいろなものが来て、それが一体どれだけの人に見られるのかとか、どれだけの効果があることなのかというのが全くわからない。どこがしっかりした団体で、どこが怪しい団体なのかも全然わからないという中で、エネルギーの消耗が正直、非常に激しい。

汗をかくNPOとしては、それだけのことにエネルギーを割くならば、しかも義務ではなく任意であるならば、それよりも目の前の1人の子を元気にしたいですというのが本当に実感としてはございまして、情報提供に対するメリットも余りにも少なかったということがありました。

今回、寄附税制が変わっていくということ。我々も今までは寄附もほぼ全てが内部の方だったのです。お世話になりましたという方がしてくださる形だったのですけれども、困った人たちにお金を使ってほしいという人たちもいるのだなということもわかってきました。今、民間主導で、例えばチャリプラさんなどがやられていることは、我々もこれからは外にちゃんと目を向けていくというところで登録させていただこうと思っています。その作業の中で、我々のNPOの運営がこれでいいのかなという見直しの機会にもなってくるので、それは非常にありがたいなと思っています。

今、お話を伺って、CANPANさん、ヤフーさん、いろいろなところと情報を一元化していく。ここの情報を更新したら全部がかわる形にさせていただけたら非常にありがたいなど。

あと、素人意見を承知で申し上げますと、「新しい公共」と言うからには民と官垣根なく、もし可能であるならば内閣府のホームページとチャリプラのホームページ、CANPANさん、ヤフーさん、全て連動している形にさせていただけたら、更にありがたいなど。

「新しい公共」というのは、目の前の人々のために汗をかける、それに集中できる環境をいかにしてつくっていくかということだと思いますので、そこの御議論をお願いできればありがたいなと思います。

○松原主査 ありがとうございます。時間の方が終了時間になりました。多分、今日、皆さんがお話されていて、まだ論点はあると思います。私もかなりいろいろ考えることがたくさんあるなという気がしました。

事務局の方で次回1月10日の週に「論点とりまとめ」とあるのですが、私の方から事務局にお願いしたいのですが。皆さんに、今日の議論を聞いて、更にこういうことが論点としてあるよという点。特に、こういうのは共通情報として必要ではないかと思われる情報。杉野さんがおっしゃったように、意外に忘れていたような、特に寄附者に安心を与え

するためにはこういう情報が必要ではないかという情報に関して、もしこういうものをもっと載せた方がいいと、特に行政の方で載せた方がいいのではないかという情報がありましたら、そういうものを1つ。

それから、いろいろと問題が起こってくる場合がありますので、各団体がばらばらにやっているときの問題とか、それに対する対策、統一したらどうかということがありますが、それに対して起こってくる、更にいろいろな課題もあるだろう。予算の問題も起こってくるだろうし、今、大阪府がおっしゃったように、市町村にどんどん移譲していく中で、どうやってそういう情報を一元化していくかという問題も出てくる。

更に、電子化していく中では、1つは電子申請の問題もあって、これは余りうまくいっていないと聞いてはいます。公益認定法人の方は今、電子申請を進める方で動いていますね。いま一つというところがあるかと思いますが、実際、NPO法人の方は、各所轄庁で電子申請をやられています。現状をできたら次回、御報告いただきたい。

あと、皆さんの方で情報公開とか、寄附サイトとかデータベースでやられているサイトの方に、これはお願いします。先ほど議論があったアクセス数とか、好評だったところ、つくるのに苦労したところ、今も苦労しているところ、それに対して克服方法など、またこういう効果があったよという辺りで、PRでも構いません。是非そういうところを書いて、次回まで、次回が10日の週ですので、事務局としていつまでにそういうものを送っていただければ。

○田和参事官 鉄は熱いうちに打てということで、1月7日が金曜日ですね。

○松原主査 では、7日まで。「新しい公共」の方のパブリックコメントは1月4日までという話なので、年末年始、結構ありますが。それから、皆さんの周りの方とか、ほかの所管庁にも聞いていただいて、広く意見を集めていいものをつくろうということで、1月7日までに事務局の方にそういうもの、ほかに気が付いた点があったら是非送ってください。

それから、次回の検討課題のときの提出資料があったら、別途にしてください。事務局として、こういうのを論点整理に上げてくださいということを1つ。それとは別に、次回で発表したい資料があれば、これは別途という形で、次回は皆さんにいただいたものと今日の議論を含めて論点整理を事務局でしていただく。それをベースに議論していくという話にしていきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

次回の日程については、先ほど言いましたように、1月10日の週の開催を予定しております。日程は、事務局より御連絡させていただくことになると思いますので、あと、田和参事官、何かありますか。

○田和参事官 今日で最後だと思うのですがけれども、できれば1月10日の週でなるべく出席率が高いところに決めたいと思いますので、またそれはメールで御返事を、ここはどうしてもまずいというのがあれば、それもあわせていただくと非常にありがたいです。1月4日から、こちらは動いておりますので、いつでも結構ですけれども。

○松原主査 山内審議官はありますか。

○山内審議官 ないです。

○松原主査 では、少し時間をオーバーしましたが、皆さん、活発な御意見、ありがとうございました。

本日はこれで終了します。